

小委員会交渉の概要

交渉日：令和6年11月1日（金）15時55分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
<p>地域手当、特地域勤務手当及びへき地手当の見直しについて</p>	<p>○異動保障措置が適用される職員について、令和7年及び8年は、現行の給与月額の水准确保となるものの、令和9年度以降は、給与月額の水準が引き下げられることになり、到底納得できない</p> <p>○これまで併給調整がなされていない異動保障期間中の取扱いを見直し、支給額が減額されることは断じて認めることはできない</p> <p>○島しょ行政の継続性・安定性、人材確保の観点をはじめ、島しょ職員の処遇改善につながるよう、都労連要求に基づき、再検討することを強く要求</p>	<p>○地域手当の支給割合について、島しょ公署を16%に引上げ。異動保障措置の支給割合について、区部・多摩公署から島しょ公署へ異動する職員に適用する割合を20%、島しょ公署から都外公署へ異動する職員に適用する割合を16%に見直し。都外公署から島しょ公署へ異動する職員の異動保障措置については廃止。新規採用職員特例の支給割合について、新規採用直後から島しょ公署で勤務する職員に適用する割合を20%に見直し。支給割合の見直しに関しては、令和7年4月1日以降段階的に実施することとし、制度の完成は令和10年度</p> <p>○地域手当の異動保障措置の適用対象について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を適用対象に追加。実施時期は、令和7年4月1日に異動する職員から適用</p> <p>○特地域勤務手当及びへき地手当の併給調整について、地域手当の異動保障措置又は新規採用職員特例が適用される場合は、改正前後における年収水準を均衡させる観点から、特地域勤務手当等の月額から地域手当の月額に減額割合を乗じた額を減らす制度に見直し。減額割合は、支給割合の段階的な引上げと連動して、令和9年度は100分の60、令和10年度以降は100分の76の割合を適用</p>
<p>育児と仕事との両立支援に係る制度の見直しについて</p>	<p>○全ての職員が育児や介護等の事情にかかわらず活躍できるよう、その他の制度についても、国の制度改正を待つことなく、都の判断で条例・規則を改正し、踏み込</p>	<p>○超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大</p> <p>○子どもの看護休暇の見直しについて、取</p>

事項	組合主張	当局主張
育児と仕事との 両立支援に係る 制度の見直しに ついて (続き)	んだ制度改善を図るよう強く要求 ○全ての職場において、希望する職員が制度を活用できるよう、更なる制度改善と併せて、仕事量に見合った人員配置をはじめ、実効性のある方策を講じるよう要求	得事由に、入園・入学式や卒園式等への行事参加、感染症に伴う学級閉鎖等を追加。休暇の名称を「子どもの看護等休暇」に改正 ○会計年度任用職員に対しても、同様に見直し ○実施時期は、令和7年4月1日